

貴金属の買い取りに関する相談が寄せられています！

(No.11 H23.11.21号)

貴金属の買い取り業者が訪問してきた、という相談が寄せられています。
テレホンカードや切手を買取る、といった訪問した例もあります。

！みなさんへのアドバイス！

- 業者は不意打ち的に訪問してきます。あわてず、売る気がなければ**きっぱり断ってください**。いったん業者に引き渡した物品を**取り戻すのは極めて困難**です。
- 業者には**一人で対応せず**にできるだけご家族などに同席してもらいましょう。
- 断っても居座るなどしつこい場合や、物品を何か出せと強く迫るなど**怖い思いをしたときは、警察に連絡**してください。
- 貴金属を一般の人から買い取る場合には、都道府県公安委員会の「古物商許可」が必要です。更に、訪問での買い取りを行う場合には「許可証」又は「行商従業者証」の携帯の義務があり、提示を求められた場合は提示する義務がありますので、提示を求めて確認しましょう。**義務を果たさない業者とは契約してはいけません**。
- 業者の連絡先や買い取り価格の計算根拠・買い取り条件を明記した書類をもらい、確認し、**契約するかどうかは慎重に判断**してください。



心配な時は下記へ相談を。消費生活に関する相談全般を受け付けています。

岩手県立県民生活センター【相談専用電話】電話番号 019-624-2209

平日9時～17時30分、土日10時～16時(祝日・年末年始休み)

岩手県警察本部 #9110、110番または最寄りの警察署へ！

岩手県立県民生活センター・岩手県警察本部